

法務省への問い合わせ(追加問い合わせ。平成22年6月7日送信済み)

意見・ご提案

土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第3条第1項第7号の団体を主宰する法律根拠は？

●『土地家屋調査士の業務』土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第3条第1項第7号の団体を主宰して報酬を得る行為についての法律根拠について『法務省』の案内に記載がないのはなぜ？。
土地家屋調査士法第47条の規定に定め以外の目的外の行為ではないのでしょうか。？
法務省の判断は？。

●これが可能ならば、土地家屋調査士会が国民と請負契約をすることが可能になり、また土地家屋調査士会が測量業者登録及び建設業者の登録をすれば、同業務を受託することが可能になるものと思われま

す。但し、土地家屋調査士法に土地家屋調査士の業務が定められており、国民との請負契約及び営利行為をすることが認められておりません。

法務省は速やかに土地家屋調査士会にたいして、有償で土地家屋調査士法第3条第1項第7号の団体を主宰する行為については是正指導をして頂きたく、今回のメール送信に至ったものでございます。

ご回答の程、よろしくお願い申し上げます。

佐賀市本庄町大字本庄18番地2

原田信介

電話: 0952-25-8036

FAX 0952-25-8039

Eメール touki@siren.ocn.ne.jp

氏名 原田信介

住所 佐賀県

国名 日本

性別 男性

年齢 50～59歳

職業 その他
